

# 運用開始後：電子申請を原則としている 地方公共団体の事例紹介

---

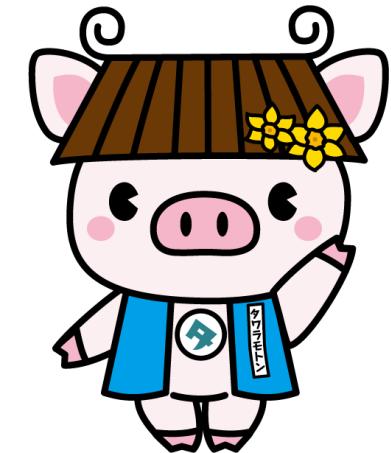
- 奈良県田原本町

## 田原本町のご紹介

### 子どもから高齢者まで誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち・田原本

田原本町は、奈良盆地の中央部に位置する緑豊かな田園都市です。歴史の国、大和の中でもっとも早くから開けた地域で、弥生時代の集落遺跡「唐古・鍵遺跡」など数多くの遺産が残っています。周囲には、三輪山や二上山など青垣の山々に囲まれ原点回帰とも呼べるような悠久の歴史を体験することができます。

豊かな土壌に恵まれた本町では、米作りを中心に、なす、ほうれんそうや花豆、イチジクなどの栽培が盛んにおこなわれ、その中でも特に、奈良県ブランドいちごの古都華や大和の伝統野菜としても認定されている味間いもは本町を代表する特産品となっています。



田原本町公式キャラクター  
「タワラモトン」

- 人口:31,121人(令和7年12月末日現在)
- 高齢者人口/高齢化率:10,022人/32.2%(令和7年11月末日現在)
- 要介護認定者数/認定率:1,735人/17.3%(令和7年10月末日現在)
- 町内サービス種類別指定事業者数:73事業所(「田原本町内 介護保険事業所一覧」  
令和7年12月1日現在)
- R6年度の届出受付件数: 25件
- R7年度の届出受付件数: 74件(令和7年12月22日現在)

# 1. 電子申請原則化に向けての取組み状況について

---

- 1)電子申請原則化までの変遷
- 2)現在の電子申請原則化の状況

## 1. 電子申請の原則化に向けての取組み状況について

### 1) 電子申請の原則化までの変遷

令和5年 10月～令和6年7月	運用開始に向けた 事前準備	<ul style="list-style-type: none"><li>各種申請に必要な添付書類について検討を行い原則標準的な添付書類のみとし、標準様式を使用できるように申請に関する要綱を改正した。</li><li>電子申請により受け付ける申請の種類を、総合事業の担当と連携しながら調整をした。</li><li>令和5年度末から、集団指導やメールを通じてシステムの概要及び利用原則化の旨、また、早期にGビズIDを取得をするように管内事業所に繰り返し告知した。</li></ul>
令和6年 8月	利用開始に向けた 周知	<ul style="list-style-type: none"><li>8月中旬に電子申請・届出システムの利用に関するHPを先行公開し、<b>令和6年9月30日から利用開始および利用原則化する旨を周知</b>した。</li><li>管内事業所の反応としては、周知時に大きな反響や問合せはなく、概ねスムーズに準備を進めることができた。</li></ul>
令和6年 9月	<b>システム利用・電子 申請の原則化 開始</b> <b>令和6年9月末日からは 電子申請100%</b>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>操作方法が分からぬ等の問合せがあった場合には、窓口対応や電話対応等によるフォロー</b>を行っている。</li><li>紙媒体や郵送で申請届出が提出される場合もあるが、これらについては受理せず、<b>電子申請・届出システムによる再提出を依頼</b>している。</li><li>令和7年12月現時点では、これまで届け出のあった全事業者が電子申請を行えている。</li></ul>

## 電子申請の原則化に対する管内事業所の反応・フォロー等

---

### ●事業所の反応・フォロー

そもそもGビズって何？

GビズIDの取得の方法について教えてほしい。

電子申請・届出システムはどこから入ることができるの？

添付書類の種類や各種申請の方法について教えてほしい。

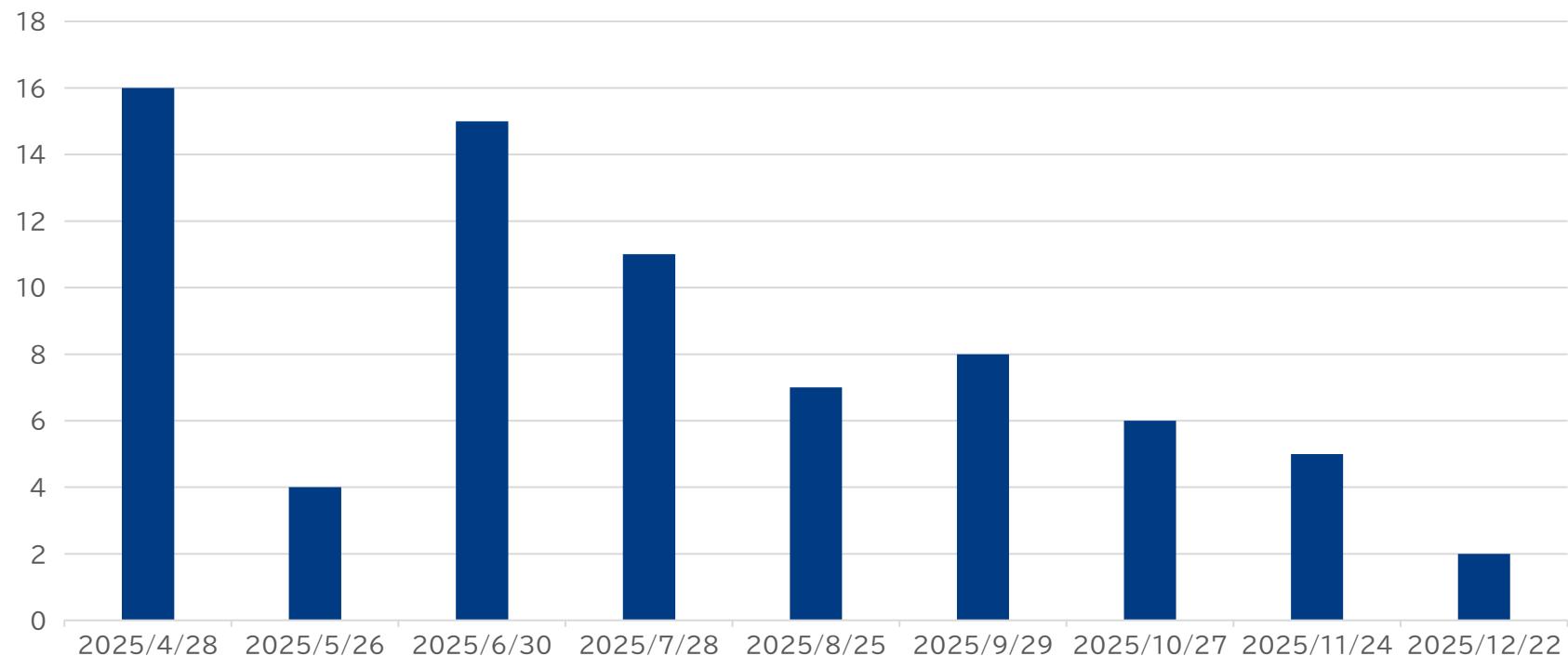
PDFの添付の方法がわからない。

などなど… 質問は多岐にわたりました

## 2) 現在の電子申請の原則化の状況

- 令和7年4月からの電子申請の件数の変遷は以下のとおり。
- 令和6年9月末日の利用開始と同時に電子申請を原則化しており、現在は100%電子申請により提出されている。

電子申請件数の推移(田原本町)



## 2. 電子申請届出システムの利用のための工夫と効果

---

電子申請届出システムの利活用における工夫・効果

## 電子申請届出システムの利用のための工夫と現在の運用状況

---

### ●工夫

- 「システム以外の方法による申請届出は受理しない」という方針を厳格に守りつつ、事業所が抱える不明点に対しては繰り返し親身に相談を受け、回答する。
- 各種申請に必要な書類を一覧にし、HP上で事業者に周知することで、事業者として申請に必要な書類の把握がしやすいうようにした。

### ●運用状況

- 申請受付から結果登録までのフローを紙と電子を併用して対応している。
  - ・ 決裁: 紙決裁を行っている。(当町として、電子決裁の実施なし。)
  - ・ 保管: 紙ファイルと電子ファイルの併用保管を行っている。
  - ・ GビズID: 取得済みである。実際に、申請者の画面を確認するためにログインをしている。
  - ・ 手数料: 徴収していない。
  - ・ 結果通知書: 押印省略・電子押印の整備が進んでいないため、書面により送付している。
  - ・ 事業所台帳システム: 台帳連携用のファイル(JSON形式)により登録している。

## 電子申請届出システムの利活用における効果

---

### ●効果

#### 【確認漏れの防止】

- 受け付けた申請届出の対応状況の進捗が一目でわかる。特に、受付や結果登録の対応漏れのリスクがなくなった。
- 変更箇所や添付書類に抜け漏れがないか一つの画面で確認することができるため、視認性が向上した。

#### 【コメント・添削機能の活用】

- コメント機能を活用して修正依頼内容を文書で伝えることができるため、認識齟齬や修正漏れの防止につながっている。
- 添削ファイル機能を活用して微細な事項は職権訂正のうえ申請届出を受け付けることで、差戻しする手間が不要となった。

#### 【その他】

- 申請届出を手間なくPDF化することができるため、紙媒体のスキャン等に係る作業時間が削減された。
- 申請届出期日をシステム上で容易に把握できるようになったことで、運営指導時の資料参照も効率化されている。

### 3. 電子申請の原則化における課題と解決策

---

電子申請の原則化における課題と解決策

## 電子申請届出システムの原則化における課題と解決策

---

### ●課題と解決策

- PCやインターネットはあるが、PC等電子関係に疎く、なかなか電子申請に対応しきれない事業所が一定数あった。
  - 粘り強く繰り返しシステムの案内やわからない点については親身に一つ一つ利用方法や申請手順を説明することですべての事業所において電子申請が可能となった。
- 事業所がシステムを利用開始するまでにそれなりの準備時間を要する。
  - システムの利用開始と原則化を同時にすることで自治体にとっても事業所にとっても効率的と判断し、時間がかかるGビズIDの取得を促すなど早めに告知・周知することを心掛けた。
- 総合事業の事業所は更新期限が令和6年に集中しており、業務負担が大きくなる懸念があった。
  - 事前に個別に電話でシステム利用方法の説明や前倒し申請を依頼し、負荷分散を図った。